

来年4月に向け今から準備が必要です！

無期雇用転換対応バッチリセミナー

～定年再雇用者の無期雇用特例申請についても詳しく説明します！～

平成25年に改正された労働契約法により、パートや契約社員の通算契約期間が5年を超えると、本人の申出があれば無期契約に転換させることが義務付けられました。

転換申込の開始が平成30年4月以降と来年に迫っており、今から準備が必要です。

当セミナーでは、そもそもの無期転換制度の内容から、処遇の定め方、契約更新の注意点や定年再雇用者を無期雇用の対象外とする特例申請の方法等、無期転換の実施に向けた必要な対応をわかりやすく解説いたします。是非ご参加ください。

◆主な内容

- 【1】そもそも無期転換制度の仕組みとは
- 【2】無期転換申し込み権はいつ発生する？
- 【3】無期転換後の賃金は？勤務時間は？
労働条件はどう決めるの？
- 【4】再雇用者を無期転換から除外する特例申請とは
- 【5】就業規則、雇用契約書はこう変える！

セミナーに参加していただいた皆様に
無期転換対応就業規則のひな形
をプレゼントさせていただきます！

①平成29年9月12日（火）

③【追加】10月19日（木）

場所：高橋賃金システム研究所

（JR八王子駅北口徒歩8分、駐車場有）

②平成29年10月3日（火）

場所：スタジオアジア

（JR東京駅5番出口徒歩3分）

いずれも14:30～16:30

参加費：5,000円（税込）

（顧問先企業様は無料）

※社労士、税理士、経営コンサルタント等
のご参加はお断りいたします

◆講師◆ 高木 厚博(当社副所長、特定社会保険労務士)
石崎 雅己(当社労務コンサルタント)

高橋賃金システム研究所／多摩労務管理事務所は「人事から経営を支援する」をコンセプトに約20名のスタッフを擁し、顧問先200数十社のサポートを行っている人事コンサルティング企業・社労士事務所です。

◆参加申込書◆ 先着14名様ですので、奮ってご参加ください！

お電話・メール・HPでも受け付けております。 ※お申込み受付後、会場地図の詳細情報等をご送付致します。

お申込みFAX: 042-627-0528

ご参加日	(いずれかに○) 9/12 ・ 10/3 ・ 10/19		
貴社名		従業員数	名
住所	〒		
電話番号		FAX	
お名前①		ご役職	
お名前②		ご役職	

株式会社 高橋賃金システム研究所 / 多摩労務管理事務所 (セミナー担当:高木・石崎)

<本社(事務センター)> 八王子市寺町1-1 本社ビル TEL:042-627-0521/FAX:042-627-0528

E-Mail taka0001@sepia.ocn.ne.jp / HP <http://katsujin-consul.com>